

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 6 1 1	受 理 年 月 日	令 和 8 年 4 月 20 日
件 名	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む。）接種事業の中止の要請		
要 旨	<p>全国の市民が行ったコロナワクチン接種データ開示請求プロジェクトの全国158の市区町村、5,600万回接種後死亡観測データ（令和8年2月11日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、726人となっている。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録を見ると、最後のコロナワクチン接種から約3から4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることが分かる。これらの死因は特定されていないが、看過できるものではない。</p> <p>新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和8年2月24日時点）は、累計進達受理件数1万4,888件、累計認定数9,451件、死亡一時金又は葬祭料に係る件数を含む累計認定数は1,066件となっている。しかし、冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確である。</p> <p>新型コロナワクチンで使用されたメッセージーRNAワクチン（以下「mRNAワクチン」という。）は、標的細胞が特定されないまま特例承認として接種が開始された。筋肉注射された薬液は全身を巡るため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果、スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受ける。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されている。また、新型コロナワクチンの繰返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えられる。厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号医薬発0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えられる。</p> <p>なお、福島県喜多方市議会（2025年12月11日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める意見書も原案どおり可決された。この前例を踏まえ、京都市会においても同様の判断を行うようお願いする。京都市会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を採ることを強く求める。</p> <p>ついでには、以下の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対して提出することを願う。</p> <p>mRNAワクチン接種（レプリコンワクチンを含む。）の国民への接種を中止すること。</p> <p>なお、この陳情の検討に当たっては、資料を確認し熟慮のうえで行うこと及び委員会で取り扱う際には説明することを望む。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知を願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		